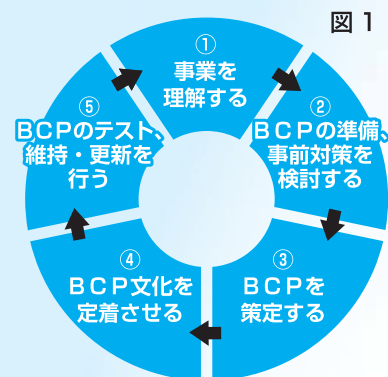


II

平常時におけるBCPの策定と運用

会社が自然災害や火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業に不可欠な資産への損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を実現するために、平常時から行うべき活動と緊急時における事業継続のための方法、手段等を事前に取り決めておくことが必要となります。この計画こそがBCP(事業継続計画)です。

BCPを準備しておくことは、緊急時における事業の継続・早期復旧を実現させるだけでなく、顧客からの信用の維持や、市場関係者や株主からの評価の向上につながります。(図1)

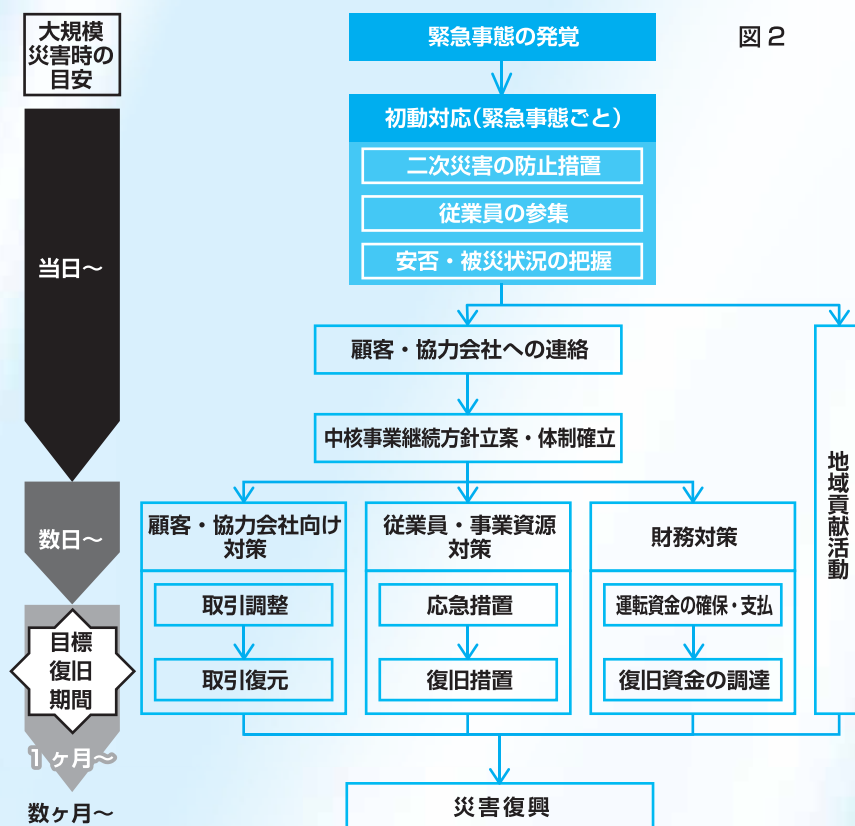


III

緊急時におけるBCPの発動

緊急事態が発生した場合のBCPの発動手順は次の通りです。

- ①緊急事態が発覚したら、初動対応を行います。
- ②なるべく速やかに、顧客等へ被災状況を連絡するとともに、中核事業の継続方針を立案し、その実施体制を確立します。
- ③中核事業継続方針に基づき、顧客・協力会社向け対策、従業員・事業資源対策、財務対策を併行して進めます。また、地域貢献活動も実施します。
- ④緊急事態の推進・収束にあわせて、応急対策、復旧対策、復興対策を進めます(図2)



詳細については、下記URLをご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>